豊かな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担 割合引上げに関する意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善が不可欠である。

令和3年のいわゆる義務標準法の改正により、公立小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、公立小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところであるが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にある。

よって、国においては、令和7年度政府予算編成において、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善、教職員の働き方改革及び長時間労働是正 のために、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善を 推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施するこ と。
- 2 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。

- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割 合を引き上げること。
- 4 教職員の新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、加配定数措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様 総 務 大 臣 松 本 剛 明 様 財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様 文部科学大臣 盛 山 正 仁 様 衆 議院議長 額 賀 福志郎 殿 参議院議長 尾 辻 秀 久 殿